

## 公益財団法人日本医療機能評価機構 認定病院患者安全推進協議会 運用細則

### (目的)

- 第1条 本協議会は、医療の質を確保する上での基本である安全な医療を実現するために、認定病院から医療事故および警鐘的・教訓的事例に関する情報の提供を受け、集積された事例について原因を分析して有効な防止策を検討し、その経験を認定病院間で共有するとともに、医療安全に関する問題の解決に向けた相談を受けて助言を行うことにより、患者安全の推進を図ることを目的とする。
- 2 本協議会の活動の成果は、認定病院のみならず広くわが国の医療全体に還元することを旨とする。

### (会員病院と年会費)

- 第2条 日本医療機能評価機構の認定病院は、種別によらず所定の手続きにより年会費を納入すればいつでも会員病院となることができる。また、いつでも退会することができる。

### (活動)

- 第3条 本協議会は、次に掲げる活動を行う。
- (1) 患者安全に資する警鐘的・教訓的事例を集積し、その原因分析と有効な防止策を検討・協議すること
  - (2) 患者安全の推進に必要な調査・研究を行うこと
  - (3) その成果を広く病院に還元するためにセミナーやフォーラムを開催し、機関誌を発行すること
  - (4) 患者安全に関わる相談を受け、助言をすること
  - (5) 行政、関係団体、業界などに患者安全に関する提言や要請を行うこと
  - (6) その他、患者安全の推進に関すること

### (組織)

- 第4条 本協議会は、認定病院患者安全推進事業運営委員会（以下「運営委員会」という。）に設置され、必要な部会、検討会を置くことができる。

### (部会)

- 第5条 部会の数は、課題に応じた活動を展開するために必要な数とする。
- 2 各部会は希望する会員病院等の中から選任された部会員により構成される。
  - 3 部会員のうち1名を部会長とし、業務を執行する理事（以下「理事」という。）が指名する。
  - 4 部会の設置およびその課題、各部会の構成員数、活動内容、並びに廃止については、運営委員会で意向を確認し、理事が決定する。

### (検討会)

- 第6条 検討会の数は、個別課題等に応じた調査・研究を展開するために必要な数とする。
- 2 検討会の設置およびその課題、構成員数、活動内容、活動期限、並びに廃止については、運営委員会で意向を確認し理事が決定する。

### (機関誌)

- 第7条 各部会及び検討会の成果を会員病院に還元し、協議会の活動を広報するために機関誌「患

者安全推進ジャーナル」を年4回発行する。

2 同機関誌は、会員病院には一定部数が無償で配布し、一般にも有償で頒布する。

(活動報告会)

第8条 各部会及び検討会の活動成果を報告するために、課題に応じた「セミナー」等と、総括的な年次報告会である「患者安全推進全体フォーラム」等を開催する。

2 会員病院はこれらの報告会に自由に参加することができ、一般にも有償で公開される。

(事務局)

第9条 当協議会の事務を処理するために、当機構教育研修事業部に事務局を置く。

(経費)

第10条 当協議会の活動に必要な経費は、会員の年会費を充てるものとする。

(改廃)

第11条 この細則の改廃は、理事の承認を得て行い、運営会議への報告を要するものとする。

(雑則)

第12条 この細則の実施に関し必要な事項は、理事が決定する。

附 則

1 この運用要綱は平成14年4月1日から施行する。

2 一部改正 平成19年4月1日

3 一部改正 平成20年4月1日

4 一部改正 平成26年4月1日

5 一部改正 平成29年4月1日

6 一部改正 平成30年6月1日

7 一部改正 2023年6月2日

8 一部改正 2024年2月22日